

令和3年第7回教育委員会臨時会
(4月23日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年4月23日（金）午後3時30分から午後3時50分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事 務 局 次 長	梶 靖彦
庶 務 課 長	佐々木洋人
学 務 課 長	福田 兼一
児 童 保 育 課 長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指 導 課 長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について

午後3時30分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第7回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いしたいと思います。

なお、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております

ここで、傍聴について申し上げます。

日程第1、教育長報告の協議事項、庶務課のアについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方については、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず1番、区の対応でございます。窓口業務について。窓口業務については、可能な限り休止・縮小いたします。また、水曜窓口時間延長や休日開庁につきましては、宣言期間中休止するということでございます。

続いて(2)、区有施設について。宣言期間中は原則休館といたします。貸出施設の新規予約は昼夜問わず停止いたします。また、既に予約済みのものについても利用停止といたします。

(3) イベント等についてです。区主催のイベント等については、原則中止または延期といたします。区以外が主催するイベント等については、区の考え方を伝え、主催者の判断を促してまいります。

(4) 職員体制について、宣言期間中は、原則5割以上の出勤抑制を実施いたします。

なお、この区の対応につきましては、本日この後開催を予定されております区の対策本部会議にて決定される予定となっております。

続きまして2番、教育委員会の対応です。別紙1をご覧ください。緊急事態宣言が発出された場合の対応につきまして、それぞれの種別ごとに記載しております。こちらの表、右側の欄は、現在のまん延防止等重点措置期間の対応を記載しております。表の左側が緊急事態宣言期間の対応とさせていただきます。

まず1番、小学校、中学校、幼稚園、こども園(短時間)の対応です。緊急事態宣言期間中は、感染症防止対策を徹底しながら、学校園運営を継続いたします。行動基準は、感

染症予防ガイドラインのレベル2といたします。

部活動についてです。公式試合への参加は可。ただし、保護者の参観は不可とします。練習試合の実施は、不可といたします。部活動は、授業日のみの実施といたしますが、公式試合への参加がある場合は、週休日等の活動を可といたします。

学校園行事等です。宿泊を伴ったり、都外に移動を伴ったりする行事等は、中止または延期をいたします。徒歩、貸切バスを使った実施は可といたします。

続きまして2番、保育園、こども園（長時間）の対応です。緊急事態宣言期間中は、感染症対策を徹底しながら保育を継続いたします。ただし、感染状況に応じて園行事を中止、または縮小いたします。

続いて3番、こどもクラブの対応です。緊急事態宣言期間中は感染症対策を徹底しながら事業運営を継続いたします。

続いて4番、放課後子供教室です。こちら、宣言期間中につきましては、感染症対策を徹底しながら事業運営を継続いたします。

続いて5番、児童館です。こちら、宣言期間中は、感染症対策を徹底しながら施設運営を継続いたします。

続いて6番、社会教育施設です。こちらは基本的には、先ほどの区の方の区有施設についての考えと同様の対応でございます。宣言期間中は原則休館といたします。貸出施設の新規予約は昼夜を問わず停止いたします。また、既に予約済みのものについても利用停止といたします。マルチメディアルーム等の個人利用は中止いたします。

続いて7番、体育施設です。こちら、宣言期間中は原則休館といたします。貸出施設の新規予約は昼夜を問わず停止いたします。また、既に予約済みのものについても利用停止といたします。プールやトレーニングルーム等の個人利用は中止いたします。

続いて8番、図書館です。緊急事態宣言期間中は閲覧席の利用サービス、新聞・雑誌の館内閲覧サービス等を休止し、貸出サービスに限定して開館いたします。書架への立ち入りは可とします。中央図書館浅草橋分室、くらまえオレンジ図書館、いきいきプラザについては休館いたします。閉館時間につきましては、19時といたします。

続いて9番、少年自然の家霧ヶ峰学園です。こちらは、宣言期間中、休館といたします。

最後に10番、学校開放です。こちら、宣言期間中は休止いたします。

参考で、教育委員会所管施設及びサービスとして、別紙2の資料を添付しております。後ほどご覧ください。

緊急事態宣言発出に伴う教育委員会の対応についての説明は以上でございます。ご協議いただきまして、決定をよろしく願います。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。2点ほど伺いたいことがあります。今回の新型コロナウイルスの新たなタイプの感染というのが今心配されているのですが、変異種の感染が、若年層にも非常に広がりやすいという懸念があるということで、一つ伺いたいので

が、別紙1、緊急事態宣言発出に伴う対応についての、3番目のこどもクラブ、4番目の放課後子供教室、5番目の児童館等の施設は、前回・前々回の緊急事態宣言の発出のときと比較してどのような状況になっていくのかなど、非常に心配しています。

つきましては、これまでの緊急事態宣言のときに、どのくらいの割合で、これらの施設の利用があったかということを知りたいのですが。

それからもう1点は、この緊急事態宣言の発出に伴って、小学校・中学校・幼稚園・こども園・各保育園も含めて、各校園で様々な対応をしなければいけない中で、学校行事等はそれこそ準備の段階から、いろいろと長い期間をかけて行っていくものですから、現場として混乱が生じないかなということが心配なんですけれども、その辺りについて、校園のほうからは、課題が見えてきているような話は聞いていますでしょうか。

○放課後対策担当課長 それでは、これまでの緊急事態宣言等でのこどもクラブ・放課後子供教室・児童館の状況でございます。昨年の春につきましては、まず、こどもクラブにつきましては、利用の自粛をお願いしたりなどございまして、また学校の方も休業になったという影響もあったかと思うんですけれども、初めての緊急事態宣言ということでしたので、利用状況は2割とか3割とか、一旦下がったということがございます。2回目ですとかまん延防止の間につきましては、緊急事態宣言等が出た場合でも原則開所することも言われておりまして、利用される方につきましては、やはり必要があって利用されるということですので、ほぼ通常どおりの利用状況。例えば在籍の6割ですとか、7割といったような、通常どおりの利用ということがございました。

続きまして、放課後子供教室につきましては、昨年の春の緊急事態宣言、一番最初のときにつきましては、ご利用を絞らせていただきました。本当に日中居場所がない方のみを受け入れる、学校の預かりの後に受け入れるということがございましたので、大変利用が少なかった状況、本当に絞った人数しか受け入れていなかったもので、利用人数は大変少なかったところでございます。

その後につきましては、感染状況に合わせまして、利用を再開していったところではございますが、学校の中で活動できる場所が学校によって違いますので、例えば学年による分散で利用していただいたりということもございましたので、学校によってばらつきというのはございました。

最後に、児童館につきましては、昨年の春は6月まで休館をしておりました関係で、館内を利用していたのはこどもクラブの児童。児童館につきましては、こどもクラブの児童しかいない。または、日中居られないお子さんについては、ランドセル来館を登録するようなお子さんですね。日中居場所がないお子さんのみを受け入れたということですので、その辺のニーズは限定的でございました。

6月から利用を再開してきたところなんですけど、やはり広さが限られているので、なかなか再開しても、利用制限をしていたこともありまして、伸びてはいないということです。現在も、館内混み込み合うような、三密は避けるべきだと考えておりますので、各館のキ

ャパシティに合わせて利用人数を制限してやらせていただいております。

今回も、また緊急事態宣言は出るところではございますが、利用については、それぞれ状況を見ながら考えさせていただいて、こどもクラブについては、必要な方にはご利用いただけるものですので、恐らくそんなに変わらず利用されるのではないかと。放課後子供教室についてはちょっと状況を見ながら学年別に指定するところも出てくるかと思いますが、気を付けながらやらせていただく。児童館についても、利用制限を一部かけながらですけれども、継続してやらせていただきたいと、そのように考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○指導課長 私のほうから、幼稚園、小中学校の行事等のことについてお話ししたいと思います。緊急事態宣言が出されるのではという情報が入りまして、幼稚園長会と小中学校長会の会長と、既に先週から情報交換をしております、各校種のほうからこういった配慮をして実施したい、あるいは延期したい等の相談がありまして、そちらの方を調整して、今通知の方を整理させていただいているところでございます。

運動会等に関しましては、まず学校外でやる施設が利用できるかという状況にもよりますが、学校等でやる場合には、内容を精選するのがあるいは延期するののかというのを学校ごとに判断いただいているところです。ただし、保護者や来賓等の参観は、宣言中は不可というような形になります。

それ以外の行事等については、ガイドラインのレベル2の中でできる範囲で、ということになっております。以上でございます。

○高森委員 ありがとうございます。学校・幼稚園・保育園・こども園の運営につきましては、先生方も大変苦慮されていると思います。先生方それぞれお疲れさまということで、感謝を申し上げます。

それから、こどもクラブ・放課後子供教室・児童館については、こちらも子供たちのセーフティネットでありますから、的確に運営していただくのは当然のことながら、健康を維持する保健の面でも注意を十分払っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ありがとうございます。

そのほかは。

○神田委員 緊急事態宣言が発出されるということで、ここに提案されているように様々に対応されていると思います。

それで、部活動などは都知事などから、小学校以上は中止するようにとニュースで数日前に出ていましたけれども、具体的な緊急事態宣言の内容に沿って、また変更などもあり得るのでしょうか。それが一つ。

それからもう一つは、高森委員もおっしゃっていたように、この変異種は子供たちにも感染しやすいということなので、今後の状況を見て柔軟な対応をお願いしたいことです。またニュースでタブレットが配付されていない区のインタビューを見たのですけれども、

台東区は配付されているということなので、今回の緊急事態の場合は特に問題ないと思うんですけども、今後冬の感染拡大を想定しながら対応ができるとありがたいと思います。これについても、学校の校園長先生方とご相談をされているということではありますが、先を見た対応をお願いしたいなと思っております。以上です。

○指導課長 部活動について、中学校のほうから情報を得ているところによりますと、まず文化部の大きい大会等は、特段今は予定はされていないということで、中体連主催の緊急事態宣言以降になろうと思われませんが、いわゆる都大会、全国大会などが今のところ予定どおり実施の方向というふう聞いておまして、それに合わせた予選の大会がこの連休に行われる部活動もあるということで、その大会につながる公式戦については、都立学校においても高体連の大会とつながる大会は参加可で、さらにそれにつながる場合には練習も可というような形と、今のところ都から情報を得ておりますので、それと準じる形を予定しております。ただし、都大会と全国大会が延期となった場合には、この大会も延期となると思われます。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 私のほうから。神田委員のお話ですけど、変異種とか、今の状況が変わっていくことで分かっていないことがたくさんあるわけですけども、一つ一つ分かってきたことで、どうしても学校園の関係で対応しなくちゃいけないことに関しては、もう、当たり前ですけども、早く、柔軟に、一生懸命やっていきたいと思っていますので。それは本当に情報が分かり次第、いろいろな対応をしていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。

○神田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○矢下教育長 末廣委員はよろしいですか。

○末廣委員 結構です。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

○矢下教育長 その他、何かご発言はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後3時50分 閉会